

# 食品安全委員会第34回会合議事録

1．日時 平成16年2月26日(木) 14:00～15:25

2．場所 食品安全委員会大会議室

3．議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン

・牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)

(2) 器具・容器包装専門調査会における審議状況について

・化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装に関する意見・情報の募集について

(3) 新開発食品専門調査会における審議状況について

・特定保健用食品(リセッタ 健康ソフト)に関する意見・情報の募集について

(4) 国政モニターアンケート調査の結果について(報告)

(5) 食品安全モニターからの報告(平成16年1月分)について

(6) 牛海綿状脳症(BSE)確定診断の結果について(厚生労働省からの報告)

(7) 「食品の表示に関する共同会議」における審議状況(アレルギー物質を含む食品)について(厚生労働省からの報告)

(8) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長

(事務局)

一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、

## 5．配付資料

- 資料 1 - 1 ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンの食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン（リスポバル）の食品健康影響評価について
- 資料 2 器具・容器包装専門調査会における審議状況について
- 資料 3 新開発食品専門調査会における審議状況について
- 資料 4 - 1 国政モニター課題報告「食の安全性に関する意識調査」
- 資料 4 - 2 「食の安全性に関する意識」についての食品安全モニター調査結果と国政モニター調査結果の比較について
- 資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 16 年 1 月分）について
- 資料 6 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について
- 資料 7 アレルギー物質を含む食品の表示について

## 6．議事内容

寺田委員長 それでは「食品安全委員会」の第 34 回の会合を開きます。本日は、本間委員が御欠席で、6 名の委員が御出席です。

厚生労働省から、外口大臣官房参事官、中垣基準審査課長、南監視安全課長に御出席していただいております。よろしく願いいたします。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 34 回会合）議事次第」というのがありますので、ごらんいただきたいと思います。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1 - 1 が「ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・ 溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンの食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 が「牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン（リスポバル）の食品健康影響評価について」。

資料 2 が「器具・容器包装専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「新開発食品専門調査会における審議状況について」。

資料 4 - 1 が「国政モニター課題報告『食の安全性に関する意識調査』」。

資料４－２が「『食の安全性に関する意識』についての食品安全モニター調査結果と国政モニター調査結果の比較について」。

資料５が「食品安全モニターからの報告（平成 16 年 1 月分）について」。

資料６が「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）確定診断の結果について」。

資料７が「アレルギー物質を含む食品の表示について」。

皆さんお手元にございますね。

それでは、議題の 1 に入らせていただきます。食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について、動物用医薬品 2 品目「ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン、牛用マンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌不活化ワクチン（リスポバル）」につきまして、専門調査会での審議、情報・意見募集の終了いたしておりますので、まず「ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料 1 - 1 に基づきまして「ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン」3 種混合のワクチンですが、その食品健康影響評価につきまして、動物用医薬品専門調査会より 2 月 25 日付けで食品安全委員会の寺田委員長に対して、評価の結果が提出されておりますので、その内容について御説明をさせていただきます。

資料 1 - 1 の後ろから 2 枚目をごらんいただきたいと思いますのですが、参考 1 というのが付いておりますが、ここにありますように平成 15 年 12 月 18 日に、農林水産大臣及び厚生労働大臣より食品安全委員会委員長に食品健康影響評価の要請がございまして、そのうち同省より御説明をいただいた後、本年の 1 月 13 日に動物用医薬品専門調査会において調査審議をいたしまして、今回のものは当初の調査審議の結果と同じものが、前の 2 枚に付いておりますけれども、一応報告書（案）が提出をされました。

それに基づきまして、1 月 22 日の第 29 回の食品安全委員会、本委員会におきまして、この報告書案を基に、御意見・情報の募集をしてもよろしいかということをお諮りさせていただきました。お許しをいただきましたので、その当時 1 月 22 日～ 2 月 18 日まで 4 週間、御意見・情報の募集をさせていただきました。

情報の募集の結果については、一番最後のページの参考 2 に書いてございますが、本件の評価の内容については、御賛同いただけるという御趣旨の御意見 1 件をいただいたところでありまして、このほかには特に御意見なり情報はございませんでした。

ということで、元へ戻っていただきますが、資料 1 - 1 の 2 ページ目以降に、食品健康影響評価についてということで文書ができておりますけれども、このような内容で今回動物用医薬品専門調査会の座長より委員長あての報告書が提出されたものであります。

内容について、ごく簡単に御紹介いたしますが、イリドウイルス感染症、ピブリオ病、溶血性レンサ球菌症、いずれもこれは、イリドウイルス感染症について言えば、魚の体表のスレ、貧血によるエラの褪色等の病因となるウイルスでありますし、ピブリオ病についても体表、エラの出血、潰瘍等を特徴とする魚の疾病であります。

溶血性レンサ球菌症も、3 のところに書いてございますように、眼球の突出等の敗血症を招く死亡率の高い疾病ということになっていまして、しかしながらこれがヒトに対して病原性を持つということは知られておりません。

本品につきましては、もともと混合不活化ワクチンと書いておりますように、これらの病原体につきましてはすべて不活化をされておりますので、最終的にワクチンとして魚に摂取されるものについては、このような病原体は存在しないということで、安全性は高いというふうに判断されるものでございます。

更に、ぶり用イリドウイルス感染症、今回 3 種の混合ワクチンですが、そのうちのぶり用イリドウイルス感染症とぶりピブリオ病、あるいはぶりピブリオ病と 溶血性レンサ球菌症との 2 種の混合不活化ワクチンについては、既に存在しておりまして、本品につきましてはその 3 種を混合したという意味で、今回改めて安全性の評価、食品健康影響評価が依頼されたものでございます。

というような状況でございまして、1 枚めくっていただいた 6 のところに「食品健康影響評価について」というふうにとりまとめられているものがございますが、「上記のように、当ワクチンの主剤はマダイイリドウイルス、ピブリオ・アングイラルム、ラクトコッカス・ガルピエをホルムアルデヒドで不活化させたものである。このように主剤は生菌体、生ウイルスを含まないことから、ヒトへの病原性は無視できると考えられる。

また、製剤はアジュバント等の添加剤を特に使用しておらず、含有成分の摂取による健康影響も無視できると考えられる。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」というのが、本品についての食品健康影響評価のとりまとめの結果でございます。

以上、簡単でございますが、御説明とさせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御意見、

あるいはコメントございますでしょうか。

よろしいですか。1つだけ、これと関係ないかもしれませんが、コイに対するワクチンはないわけですか。御存じだったらちょっと教えてください。

見上委員 コイヘルペスが最近はやって、あれに関してはワクチンはないです。ヘルペスウイルスの1つの特徴として、もう一旦ああいうふうに発生したら人間と仲良くやっていく以外ないんです。というのは、神経に潜むウイルスなもので、ですから動物の領域ではヘルペスウイルス、いろんなタイプの病気があるんですけども、ほとんどがニワトリはニワトリのヘルペス、イヌはイヌのヘルペス、ネコはネコというふうに、スピーシスをずっといかないので、産業動物としてはワクチンやっています。コイはございません。

寺田委員長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりピブリオ病・溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチンは、適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、次に牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン(リスポバル)につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料1-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。資料1-2の後ろから2枚目をごらんください、参考1というものが添付されてございます。審議の経緯でございますが、平成15年11月11日に農林水産大臣及び厚生労働大臣より、食品安全委員会委員長あてに食品健康影響評価の要請があったものでございます。

本品につきましては、食品安全委員会において両省より御説明をいただいた後、平成15年12月5日及び平成16年1月13日の2回にわたりまして、動物用医薬品専門調査会において調査審議が行われております。

1月22日の食品安全委員会におきまして、この2回の調査審議の結果をとりまとめた、動物用医薬品専門調査会報告書(案)というものを御報告いたしまして、これに基づいて御意見・情報の募集をしてもよろしいかどうかというお諮りをさせていただきました。それで御了承いただきましたので、1月22日~2月18日までの4週間にわたって、御意見・情報の募集をさせていただいた結果、一番最後のページにございますように、このものにつきましても御賛同の趣旨の御意見が1件あったということでございまして、この結果動物用医薬品専門調査会では、当初の報告書の案を変更する必要はないという御判断になりましたもので

すから、平成 16 年 2 月 25 日付けて、資料 1 - 2 の一番最初にページに書いてございますように、動物用医薬品専門調査会座長より、食品安全委員会委員長あて報告が提出されたものでございます。

内容でございますが、マンヘミア・ヘモリチカにつきましては、これは牛、ヒツジ、ヤギ等の肺炎の原因菌、特に輸送などのストレスがかかった状態で肺炎の原因となるという菌でございます。

これにつきましても、ヒトに対して感染をするということは知られておりませんで、それよりも何よりも本品については不活化ということで、生きた菌はワクチンの中には存在をしていないということで、安全性は高いものと判断させるということでございます。

本品につきましては、アジュバントと申しますか、ワクチンの免疫を付与する能力を高めるために添加剤が使用されておりますけれども、いずれも日本薬局方収載の軽質流動パラフィン、あるいは水酸化アルミニウムゲルというようなものを使っておりますが、いずれもヒト用の医薬品としての使用実績があるようなものでございまして、これらについても安全性は高いものというふうに考えておられるということでもあります。

本品につきましては、1 枚めくっていただいて 4 のところに「食品健康影響評価について」というところがございますが、「上記のように、当ワクチンの主剤はマンヘミア・ヘモリチカ 1 型菌の培養上清を不活化後乾燥させたものである。このように主剤は生菌体を含まず、かつ毒素も不活化処理されていることから、主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる。

また、製剤に使用されているアジュバント等の添加剤については、いずれも国内もしくは国外において医薬品や食品添加物としての使用実績があり、既存の毒性評価とワクチンの接種量を考慮すると、含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

さらに、接種部位の病理組織学検査から、設定された休薬期間後には接種部位の局所反応はなお認められるものの、可食部についてはアジュバントの消失が肉眼的に確認され、ワクチン接種の影響はほとんど認められていない。

このことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という内容で報告書が提出されております。

以上、簡単ですが御説明をさせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、何か御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン（リスボバル）が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということで、よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

寺田委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。器具・容器包装専門調査会における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。資料2の一番最初のページに書いてございますように、厚生労働省より食品安全委員会に対して意見を求められました、化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品健康影響評価というものについて、お尋ねがあったのが平成15年12月25日でございますが、これにつきましては本年の2月23日に開催されました第2回の器具・容器包装専門調査会、それからその前に第1回の器具・容器包装専門調査会においても御議論されておりますが、その2回の御議論に基づきまして、審議結果（案）がとりまとめられたところでございます。

本日御説明をいたします、この審議結果（案）によりまして、お許しいただければ、本日より4週間御意見・情報の募集をさせていただきたいということでございます。

1枚めくっていただきますと「化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装に係る食品健康影響評価報告書（案）」というものが付いてございますけれども、これにつきまして簡単に御説明をさせていただきます。

ポリエチレンテレフタレートと申しますのは、一般に清涼飲料水の容器で広く用いられている透明性の高い、比較的固い樹脂でございます。恐らくポリエチレンテレフタレート入りの清涼飲料、あるいは醤油等を、実際に家庭で使われたことは頻繁にあると思われま

これにつきまして、使用済みのPETボトルというのは、現在分別回収の対象となっておりますが、その分別回収された使用済みPETボトルを原料として、一度原料、モノマーにまで化学分解をいたしまして、それを原料として新たに新しい樹脂を合成するという形で、こういうプラスチック容器のリサイクル、ケミカルリサイクルというふうに言っておられるようですが、そのような形でのリサイクルをしたい。そのリサイクルをするに当たり、食品健康影響評価、そのようにリサイクルをしてつくられた、再生ポリエチレンテレフタレート樹脂製の容器包装について、食品健康影響評価をしていただきたいということが依頼されたということでもあります。

再生PET、PETボトルというふうに呼びならわされておりますので、そのように申し上げますが、再生PETの利用の状況ということではいろいろと書いてございます。

1枚めくって2ページのところをごらんいただきますと、外国、特に米国では化学分解法によるPETボトルのリサイクルというのは、1991年から実際に既に行われておりまして、ただ現時点ではコスト面からメカニカルリサイクルと、②の一番最後の行に書いてありますが、これは結局ビンを洗ってもう一度使うということでありまして、その方がはるかにコストが安いということで、そちらの方が主流となっているということでもあります。

外国において、再生PETの安全性についての評価を行う上で、それぞれいろいろと1991年の時点での考察がされておられます。米国の食品・医薬品庁、FDAがガイダンスをつくっておりまして、それが3ページの一番上に、どのようなデータが必要かということが、これはFDAの考え方でありまして書かせていただきます。

1つは、再生工程の説明、ソースコントロールと書いてありますけれども、回収してきたものをどのような形で再生工程に投入するのか、回収してきたものをどのように分別して、これは原料にする、これは原料にしないということを判断して、原材料の選定をするのかということも含めてですが、そういうような再生工程の説明。それから、収集段階での工程の清潔性というか、衛生性の確認ということが求められております。

2番目が、代理汚染物質除去と書いてございますけれども、これはもし万が一汚染物質に汚染された場合に、それが再生工程できちんと除去されているのかどうかということ、モデル汚染物質を使って工程の適切性を示す必要があるということで、そのような資料が必要だということでございます。

3番目は、再生プラスチックの使用条件、どのような形で使うのかということ、説明する必要があるということでありまして、今回の件につきましても、これに当たるような、これと同等の、FDAにおいて評価をする際に求められるものと同等の資料が提出されているところでございます。

実際に今回の申請者と申しますか、厚生労働省に対して資料を提供いたしました会社は、FDAからこれらの資料を基に、2001年12月にこのようなものは流通しても結構ですとノンオブジェクションレター、使ってもいいですよという趣旨の判断をいただいているということでございます。

本品についての検討を行った結果が、5ページ以降に書いてございます。再生PETの原材料のソース及びソースコントロールということではありますが、基本的に分別収集過程でPETボトル以外のものが入っていないということが、分別収集のマニュアルの中に書いてござ



いまして、これに適合したようなものが回収PETとして回収されてくるということであり  
ます。

具体的には、5ページの真ん中辺りに、漢数字の一～五まで書いてございます。

- 一 原材料として主に他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
- 二 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
- 三 洗浄されていること。
- 四 ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入して  
いないこと。
- 五 ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

ということが求められているわけであります。

これらのものを原料といたしまして、5ページの一番下から2行目のところに②というの  
がありますが、これを受け入れる場合の帝人のグループ工場での前処理と言いますか、品質  
管理、原料の品質管理というものを行っております。

次の6ページの1)に書いてございますけれども、搬入時の目視による監視、粉碎 洗浄、  
風力分離、比重分離ということで、異物を除去して、あるいは汚染しているものは除去して  
原料とするということが確保されているということでございます。

リサイクル工程といたしましては、この6ページの下(2)のところから書いてござい  
ますけれども、前段は今、申し上げたような原料の搬入ということですが、その後粉碎 洗  
浄して、化学分解プロセスでビスヒドロキシエチレンテレフタレートからジメチルテレフタ  
レートに分解をして、更にテレフタル酸に変換するというので、結局このようにしてつく  
られた物はモノマーに相当するわけでありまして、それは7ページの(3)の  
ところに書いてございますように、このように製造されましたモノマーについて、石油を出発原料  
とするものとの品質比較試験というものを行っております。

結果から申し上げますと、石油を出発原料として製造されたモノマー、ですからリサイク  
ルの工程を経ない、バージンと申しますか、リサイクル品ではないものの出発原料と、この  
ようにリサイクルをした結果として製造されてくるモノマーというものは同等であるとい  
うことが確認されているわけでございます。

7ページの下段落、(4)のところから代理汚染物質除去試験のことについて御説明を  
されておられます。

代理汚染物質というのは、アメリカのFDAのガイダンス、あるいはドイツのガイダンス、  
ガイドラインがございまして、これらを参考といたしまして、次の8ページの一番上に書い

てございますが、これらの8つの物質を代理汚染物質として代理汚染物質除去試験というものをしております。

これは簡単に申し上げますと、これらの8つの化学物質を一定量で原料のリサイクルをしてきたPETボトルのフレークにふりかけて、それが最終製品をつくったときに残っているかどうかということを科学的に検査をして、代理汚染物質が最終製品を汚さないかどうかということを確認するというものであります。勿論、投入する量は通常の汚染で考えられる量の数百倍から千倍ぐらいの量を投入しております、ここには揮発性・極性有機物質とか、揮発性・無極性有機物質とか、あるいは不揮発性・極性有機物質というふうにグループ分けしておりますけれども、結局揮発性の有無とか、水に溶けるか、油に溶けるかというような性質によって、この汚染物質が再生工程の中で、どのような挙動をするか変わるだろうということを前提に考えておられまして、これらのものがすべて取り除かれていれば、たとえばのようなものが汚染物質として万が一入ってきたとしても、安全性は十分担保できるだろうという考え方に基づいて行われた試験でございます。

結論から申しますと、このような形で無理やり汚染をさせて実際に分解をして、再度ポリマーを合成して製造した場合、9ページの一番上のところ辺りから書いてございますけれども、すべての食品疑似溶媒において検出限界である0.5ppb以下、モーターオイルについては分析精度上の検出限界が高いもので50ppbになっておりますが、いずれも検出限界以下という結果になっておられまして、安全性は高いものと考えられるということでございます。

本品につきましては、生物学的試験も幾つかやられておられまして、いずれも特に問題となるような所見はないということになっているわけでございます。

11ページから、食品健康影響評価の内容が書いてございます。すべてお読みするのは時間の都合上いたしませんけれども、「器具・容器包装専門調査会においては、現在の石油から製造されるPET樹脂の安全性が確保されているということの評価の前提とした上で、提出された試験結果により、米国、ドイツの安全性評価の判断基準等を参照しつつ、以下のとおり食品健康影響評価を行った。」ということでありまして、健康影響評価の大きな柱としては、再生PETの原料、ソースコントロールのこと。

2番として、再生PET樹脂の品質ということであります。

3番として、代理汚染物質除去試験の結果ということが書かれております。

4番として、次のページの一番下に、その他の安全性に関する試験というところがありますが、これは先ほど申し上げましたように、幾つか生物学的試験が行われておられまして、そのいずれにおいても懸念を示す結果が得られてないということでございます。

これらのことから、13ページの結論のところでございますけれども、「米国、ドイツ等の安全性の判断基準をもとに、提出された資料により安全性の評価をした範囲内では、安全性が懸念される結果は認められず、今回意見要請のあった『化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート（PET）を主成分とする合成樹脂製の容器包装について』、現在のPETと同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能であると判断された。」というのが、現時点の器具・容器包装専門調査会における報告書、審議結果（案）の結論でございます。

これに基づきまして、意見募集を行ってもよろしいかどうかお諮りをさせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。御意見どうでしょう。これで意見募集を行ってもよろしいかということですが。

どうぞ。

中村委員 中身の科学的なことはよくわからないんですけども、それはちゃんと審査されたと思いますが、周辺のことでは伺いたいのは、これは化学分解法により再生したPETを主成分とする容器包装をつくりたいというのは、この帝人グループが日本で最初ですか。

村上評価課長 そのとおりです。

中村委員 そうすると、これも周辺情報であれなんですけれども、これがもし健康に影響ないということで認められると特許のようになるんですか。

村上評価課長 知的所有権をお持ちかどうかはわかりませんが、ただ2001年にFDAからNOLを取得しているというお話とか、あるいは、米国で再生品を用いたケミカルリサイクルが始まったのが1991年からというところから考えますと、知的所有権はまだ残っているかもしれません。

ただ、ケミカルリサイクルの方法が幾つかあると思いますので、それぞれ、例えばイーストマンケミカルがやっておられるようなやり方と、帝人さんがやろうとしておられるやり方とは、微妙に違うのかもしれない。

寺田委員長 ほかにございますか。どうぞ。

寺尾委員 これで結構だと思うんですけども、ちょっとお尋ねしたいんですけども、回収するのはテレフタル酸だけで、間をつないでいるエチレングリコールの部分というのは別に回収するという事ではないんですか。

村上評価課長 ここにいただきました資料では、ジメチルテレフタレートを経由してテレフタル酸をモノマーとして再生をして、それを原料として次のPET樹脂を合成するという話になっております。

寺田委員長 ほかにございませんか。これはコストに係る問題だと思いますけれども、回収率でございばなところでどんなものなんですか。

村上評価課長 テレフタル酸の回収率ですか。

寺田委員長 そうです。米国の方で全部やめてしまったという書き方がしてありますね。この案件に関してはこれでいいんですけれども、こういうことで今後多く出るんだったらガイドラインをつくる必要があるのかなという、こういう安全性に関する。

村上評価課長 ガイドラインについては、このようなものが多数回出てくるようであれば、御検討をしていただかなければならないこともあろうかと思えますけれども、恐らくケミカルリサイクルではなくてメカニカルリサイクルというのは、単にピンをもう一度ガラスピンのようにリサイクルをするだけだと思いますので、その方がお金がかからないのはたしかですけれども、ボトルの表面がどうしてもすり傷でガラスよりもはるかに傷が付くものですから、それを消費者が好むかどうかというところは大分違うだろうと思えますので、アメリカの状況が日本の状況にそのまま反映できるかどうかはわからないというか。

寺田委員長 またこういうのが出てくるようであれば、日本でつくらなければいけないかもわかりませんね。化学的な分解法で再生をやっていくのは大変いいことなんで結構とは思いますが。

何かほかにありますか。では、これはパブリック・ヒアリングをやっていただくということではよろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

寺田委員長 お願いいたします。

それでは、次の議題であります、新開発食品専門調査会における審議状況について、事務局からお願いいたします。

村上評価課長 その前に、資料2の一番最初のページの募集期間が誤っておりまして、平成16年2月26日～平成16年3月24日(水)までの4週間と、これだと4週間より多いですから、その数字の訂正だけさせていただきたいと思えます。失礼しました。

寺田委員長 どうもありがとうございます。

村上評価課長 それでは、資料3につきまして、新開発食品専門調査会における審議状況について御説明をさせていただきます。

「リセッタ 健康ソフト」というもので、これは中鎖脂肪酸を含むマーガリン形態の食品でございまして、体に脂肪が付きにくいということを標榜して売ろうというものでございます。

本品につきましては、平成 15 年、去年の 11 月 17 日と、本年の 1 月 30 日の 2 回にわたって、新開発食品専門調査会で御議論されまして、先々週の平成 16 年 2 月 5 日の食品安全委員会、第 31 回の食品安全委員会に御報告をいたしまして、これに基づいて国民からの意見・情報の募集をしてもよろしいかどうかということをお伺いいたしました。

その際に、この資料 3 の一番最後のページに書いてございますが、安全性に係る審査結果のところ、(旧)と書いてあるのが、前回お諮りをしたときの記述の内容でありまして、安全性に係る専門調査会の審査結果の記述としては、適切に摂取される限りにおいて安全性に問題はないと判断されるとした後に、なお書きで注意書き、申し添えるという文面が書いてございました。「なお、一過性の下痢等の症状が報告されていたこと、またコントロール不良の糖尿病患者等が本食品を大量かつ継続的に摂取した場合の安全性については不明であることから、これらについて考慮する必要があると思われるので申し添える。」というような記述になっていたわけでございます。

先々週の本委員会での御審議の際に、安全性については不明であるということは、余り具体的な表現ではないと。コントロール不良の糖尿病患者等に対して、何をしなければならぬかということがはっきりしないというような御指摘がございまして、本件につきましては、新開発食品専門調査会の座長と御相談をいたしまして、新開発食品専門調査会での御議論の経過等を踏まえて、この参考資料の(新)と書いてあるところがございまして、このような文面に訂正をさせていただきたいということでございました。

(新)のところは「なお、一過性の下痢等の症状が報告されていたこと、また、糖尿病患者等が本食品を大量かつ継続的に摂取した場合の安全性についての懸念を否定できないことから、治療を受けている者が摂食する場合には医師に相談するといったような適切な注意喚起等の措置を講じることが必要である。」というような形で整理をさせていただければ、いかがでしょうかということで、本日再度御審議をさせていただきたいということでございます。

寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、いかがでしょうか。第 31 回のこの委員会で意見が出て、それで専門調査会に戻って、そこで座長の先生と事務局が相談してこういう文章に変えたということでございます。そうですね。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ここに書いてありますとおり、3 月 24 日まで意見募集、パブリック・ヒアリングをやっていただくようお願いいたします。

それでは、次の議題です。「国政モニターアンケート調査の結果について(報告)」、よろしくようお願いいたします。

藤本勸告広報課長 資料 4 - 1 をごらんいただければと思います。食品安全委員会ができ

まして、昨年の9月に食品安全モニターに対しまして「食の安全性に関する意識調査」を行ったところでございますけれども、広く一般の人の意識も把握する必要もあるということも、当時御議論があったかと思えます。

そんなことも含めまして、国政モニターに対しまして「食の安全性に関する意識調査」を、昨年の12月に実施しました。その結果がまとまりましたので、その御報告ということでございます。

1枚めくっていただきまして、2ページの下の方でございますけれども、回答者数が326名ということで、回答率が59.3%ということでございました。国政モニターにつきましては、先ほど申しましたように、広く国民一般を対象に政府の施策全般に関する意見等をいただくということで、同じ内閣府ではございますけれども政府広報室というところが依頼しているものでございます。

3ページを見ていただければと思えますけれども、基本的に食品安全モニターに調査したものと同様なようなものが質問項目として用意してございまして、4つの項目で、食の安全性の確保に関する一般的な質問、食品の安全性に係る危害要因についての質問、リスクコミュニケーションについての質問、食の安全性に係る緊急の事態についての質問というのを用意してございます。

結果をざっとごらんいただきたいと思いますけれども、飛んでいただきまして6ページをごらんいただき、そこから順次ざっと簡単に御紹介したいと思います。

まず、食品安全委員会ができたことについてのどの程度知っているかということをお問うところ、知っていたと答えた者が42.9%だったということでございます。

7ページでございますけれども、日常生活で安全の分野というのは、食品安全以外にも自然災害、環境問題、犯罪、交通事故等々があるかと思えますけれども、そうした分野と比べて食の安全に関してどの程度関心を持っているかという設問をしたところ、最も関心が高いというものが16.9%、比較的関心が高いという方が53.4%ありまして、日常生活を取り巻く安全の分野の中でも7割の方が食の安全に相対的に高い関心を持っておられるという結果でございます。

8ページでございますけれども、そうした中で、食の安全についてどう感じているかということでございますけれども、非常に不安を感じているという方が28.8%、多少不安を感じているという方が66%ということで、比べますともう9割以上の方が何らかの不安を感じているということでございます。

それでは、どういう理由でそういう不安を感じているのかということで、9ページでござ

いますけれども、規格基準や表示等の規制が守られていないと感じるためという方が43.4%と一番多いという結果になってございます。

そのほかでは、そういった規制が不十分と感じるという方が20.7%。また、食の安全に関する情報が不足していると感じるためと理由として挙げている方が16.8%と続いているという結果でございます。

次に10ページでございましてけれども、食品安全モニターの調査でも行いましたけれども、食品の生産から消費までのうち、どの段階に不安と言いますか、改善することが重要だと考えているのかということでございましてけれども、こちらの方は同様の結果になっておりまして、生産段階に対して85.6%、また製造・加工段階について54%の人からそういう改善が重要と考えているという指摘をいただいているということでございます。

あと11ページの方でございましてけれども、発がんの可能性が高いと感じる要因について、食品安全モニターと同様に質問をしてみました。基本的には、食品安全モニターと同様な結果になっております。一番多いのはタバコで91.1%でございましてけれども、食の関係では食品添加物で77.0%、あと農薬の関係が69.6%ということになっております。

グラフが2つありますけれども、下の方を見ていただければと思いますけれども、下の方では年齢区別にその指摘したパーセンテージを見られるようにしたものでございます。食品添加物と農薬の指摘があったということですが、これを見ていただければおわかりになるとおり、そういうことを感じている人というのは、実は高齢者の方が多いということで、年齢別の相関がきれいに出ているという状況になってございます。

次に13ページをごらんいただければと思います。食品の安全性の観点から、より不安を感じているものということでございましてけれども、やはり農薬、食品添加物を筆頭に、汚染物質、プリオン、輸入食品、微生物等々が挙がっているということでございます。

こちらにつきましては、後ほど見ていただきますけれども、食品安全モニターと少し様相が違っておるというような結果でございました。

15ページに移らせていただきますけれども、リスクコミュニケーションの関係で、食の安全の分野における、これまでの行政のリスクコミュニケーションに対して、十分ではないが適切に行われていたという方が1.8%、十分ではないが行われていたという方が31%というのに対しまして、全く行われていなかったという方が10.1%、ほとんど行われていなかったという方が47.5%ということで、食品安全モニターの方と比べると、少し厳しい評価だったような結果になってございます。

16ページでございましてけれども、適切に行われなかった事例としては、必要な情報が早く

正確に提供されていなかったという理由を中心にしまして、BSE関係での指摘が多かったということでございます。

18 ページの方に移らせていただきたいと思います。そのほかの安全分野も含めまして、例えば自然災害等々でございますけれども、政府が行ってきたリスクコミュニケーションに対して適切に行われていたと思われる事例でございます。食品安全モニターでも自由記述で同様な設問があったかと思えますけれども、そこでも同じような結果ではございましたが、自然災害の分野に関して3分の1程度の方が、必要な情報が早く正確に提供されておったことからの、評価をされているという結果でございます。

20 ページ以降でございますけれども、意見交換会の関係で4分の3ぐらいの人が出席を希望しているとか、21 ページでは食の安全性確保のための規制や監視などの施策について、そういったものをテーマとして希望しておるといような結果でございます。

22 ページでございますけれども、認知ギャップの関係でございます。食品の安全性に対する受け止め方で、消費者と行政関係機関、科学者との間の認知のギャップを感じたことがあるかどうかということで、あると答えた方が45.7%、若干あるという方が40.5%ということで、両者合わせますと8割以上の方が何らかのギャップを感じていると。この点も、食品安全モニターのケースと比べますと、少し比率が高いといような結果でございます。

23 ページでございますけれども、そうした認識のギャップを縮小するためにということで、課題として聞いたところ、49.1%の方が情報公開による透明性の確保が大事だと。40.2%の方が、消費者の求めている情報を把握し、それについて適切に提供することが大事であると。36.3%の方が、消費者、行政関係者並びに科学者との間で情報・意見の交換を実施することが大事であるといったようなところの回答がなされておりました。

24 ページの方に移らせていただきますけれども、緊急事態が発生した場合に信用できる情報源ということでございますが、これも食品安全モニターと同様、新聞、テレビ・ラジオが上位に上がっておりまして、食品安全モニターと比べますと、その比率が高いという結果でございます。特にテレビ・ラジオに対して比率が高こうございました。

最後の25 ページですけれども、情報の問合せ先です。これも食品安全モニターと同様、保健所というのが第1位でございますけれども、食品安全モニターの方では2位に国の行政機関が挙がっておりましたが、こちらの方では都道府県等の消費生活センターが2位に上がっておったというふうな結果になっております。

もう一つの資料4-2をごらんいただければと思います。先ほど口頭で少し御説明しましたけれども、9月に行いました食品安全モニターと今回の12月に行いました国政モニターの



調査結果を比較したものでございます。別紙以降に、それぞれグラフを載せてございますけれども、先ほど申し上げましたように、特に意識の差が見られたものとしまして、2ページをごらんいただければと思います。食品の安全性の観点から不安を感じているものというものでございます。

この図にございますように、国政モニターの方が不安に感じたものの多い順番にソースをしたものでございますが、これを見ていただければおわかりのとおり、国政モニターが不安に感じている方が多いもの、具体的には農薬、食品添加物等々から始まって、大体動物医薬品辺りまででございますけれども、そういう上位グループでは傾向的に食品安全モニターの方よりも、より多くの方が不安に感じているという結果になっております。こういった中で、よく言われますような農薬とか添加物につきましては、先ほども見ていただきましたように、89.0%とか、84.4%の方が不安に感じているような結果になっているということでございます。

それに対しまして、下位のグループでございますけれども、国政モニターは必ずしも多くの方が不安に感じていないような分野におきましては、食品安全モニターの方で少し不安を感じている人が多いものがあるということでございます。

具体的には、いわゆる健康食品でございますけれども、国政モニターの方で不安に感じている人は15.6%であったのに対しまして、食品安全モニターの方は48.6%の方がそういう指摘を行っている。同様のものとして飼料等などがほかでも指摘できようかと思えます。

以上が調査の結果の概略でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見、感想なり、質問なりございましたらどうぞ。大変貴重なデータです。いずれにしても危険なもの、食べ物関係でもいつまでも、農薬と添加物は相変わらず上位ですね。集中的にでも夏ぐらいまでにこれを引っくり返すということができないかな、具体的なことでちょっと考える必要があるかもわかりませんね。8か月、初めは驚きましたが、ずっと驚いたままの状態が続いていますので、このままほうっておいたらずっと間違った考え方がありますから、ちょっと考えましょうか。あるいは、ホームページなんかでも相当強力に言うとか必要です。

ほかに何かございますか。

まとめるのも大変だったと思いますが、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「食品モニターからの報告（平成16年1月分）について」、よろしく願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料5をごらんいただければと思います。1月分にござ

ました、食品安全モニターからの報告について御報告させていただきます。全体で 44 件ございました。1 ページの下の方から、委員会関係のことを簡単に御紹介したいと思っておりますけれども、まずモニター会議に参加された方からの感想がまず一つございました。普段お顔のわからないモニターの方々といろいろな意見交換ができて、いい勉強にもなったと。一方、BSE の件について少し納得がいかない部分もあり、安全性安心感は 100 % の結果が出たことにより生まれるものだと思いますというふうな感想、御意見がございます。

それに関連しまして、念のためコメントを用意させていただきました。平成 15 年度の食品安全モニター会議においては本年 1 月に開催した第 3 回の会議以降、米国で BSE の発生があったことを受けまして、会議のテーマの 1 つとして取り上げ、事務局より説明を行い、情報の提供、共有に努めたところであります。その中で、日本においては牛肉は食べても安全であると説明した趣旨は、次のページでございますけれども、BSE の発生原因となる異常プリオンたん白質が分布する特定部位は、BSE 感染のいかんを問わず、すべての月齢の牛を対象として除却・焼却していること。

と畜場においては、すべての月齢の牛を対象とした検査を行っていることと十分な BSE 対策が講じられていると考えていることからでありますということを念のために説明してございます。

また、食の安全に絶対はなく、リスクの存在を前提に、これを適切に評価しコントロールするというリスク分析手法が国際的にも共通の考え方になってきているところであり、こうした考え方をわかりやすく説明していくよう、一層心がけていきたいと考えておりますというコメントも合わせて整理してございます。

リスクコミュニケーションの関係ということで、意見交換会に出席された方からの感想もいただいております。12 月に福岡で開催された意見交換会の関連で、こういった意見交換会で消費者の方にいろいろ説明していくことが大切であると感じたと。そのために、広く知らせる手段や演者のわかりやすい話し方の工夫が必要であるということでございます。

厚労省、農水省からもコメントをいただいておりますけれども、委員会の方からのコメントとしまして、食品の安全性の確保のため、食品安全委員会においても食品のリスク等々について、消費者や事業者など幅広く関係者を集め、全国各地で意見交換会を積極的に実施しておりますと。

御指摘いただいた点については、これまでもホームページなどを通じて、開催情報等を提供しておりますけれども、今後は可能な限り早期に消費者を始め広く周知するために、チラシの配布やポスターの掲示といった手段等も活用していきたいと考えておりますと。また、

発言の際には消費者にとってわかりやすい説明を心がけ、その方法も工夫してまいりますといった整理をさせていただきます。

3ページ以降でリスク管理の関係が中心となったものでございますけれども、今月1月分として一番多かったものとしてBSE関係で8件挙がっておりまして、牛肉の安全が確認されるまで輸入制限を解除しないでほしいといったような意見等々をいただいているということでございます。

飛びますけれども、5ページでは鳥インフルエンザの関係で、こちらも全体で6件ほどいただいておりますけれども、安全な食品流通の監視の強化とか、原因究明等々、御指摘をいただいております。

7ページでは、農薬の関係で、農薬使用状況について指導、監視の方途についての指摘。

8ページでは、食品衛生関係ということで、HACCPの認証制度の話とか、調理済み食品のこととかについて、指摘をいただいております。

10ページでございますけれども、1月分の1つの特徴でございますけれども、卵の賞味期限のことで、これもかなりの御指摘、御意見をいただいております。表示関係、いつも多いんですけれども、そういったものが1月に多かったということでございます。

ちょっと飛びまして、14ページでございますけれども、容器包装の関係での御指摘もございました。リサイクル法を進めるに当たって、再利用する商品の品質とか安全性についてということでございます。こちらの方につきましては、先ほどもちょっとお話がございましたけれども、厚労省の方のコメントとともに、安全性のことについて、また調査会での検討もありますので、食品安全委員会からのコメントも併せて付けてございます。

食品安全委員会においては、リサイクルされた原材料に限らず、食品用途の器具・容器包装についての規格基準の新設または改正等に関して、厚生労働省から評価の要請があれば、これらの食品健康影響評価を行うこととなります。現在、専門調査会にて再生PETを清涼飲料水等の容器包装とした場合の人の健康への影響について審議を行っているところですので、このことを指摘してございます。

ごらんいただいたとおり、それぞれ厚労省と農水省の方からコメントいただいております。こういう形で付記したものをこの後ホームページ等で掲載し、情報提供していきたいと思っております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御意見、御質問などございましたらどうぞ。ございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。

次の議題です。「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」、厚生労働省の南監視安全課長から御報告をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

南監視安全課長 監視安全課長でございます。資料6に基づきまして、我が国では10頭目の事例になりましたBSE発生牛に関します診断結果を御説明いたします。

まず、この牛は2月20日に神奈川県の実肉センターでと殺、解体された牛でございます。雌のホルスタインで95か月齢だったということでございます。生まれが平成8年3月17日ということでございます

飼育されたのは、同じく神奈川県の実塚市で、生産地は現在農林水産省の方で調査中でございます。

検査の結果ですが、食肉衛生検査所におけますスクリーニング検査、これはと殺、解体された日、同じ20日に検査が行われまして、陽性となりまして、翌日国立感染症研究所に持ち込みまして、確認検査が実施をされております。21日にウエスタンブロットの検査結果が出まして、陽性だったということです。

それから、翌日22日に免疫組織化学検査、それから病理検査の結果が出ました。この3つの検査結果に基づきまして、22日にBSE検査に係る専門家会議が開催されました。これはメールによる開催ということになったわけですが、それによりましてBSEであるという結論を得たわけでございます。

これに関するデータ、画像につきましては、一番下に書いてございますが、厚生労働省のホームページに記載をしております。

1枚めくっていただきまして、これがウエスタンブロット法による検査の画像でございます。上が15秒、下が15分露光したものでございます。上の方では、両脇にスタンダードがあるわけですが、これが見えてないということなんです、4、5、6が、神奈川県の実肉衛生検査所でエライザ法で使いました試料をこのウエスタンブロットで流したものです。

7、8、9、10は、延髄の組織を国立感染症研究所で切り出したものでございます。糖鎖の形では、典型的なBSEの形だそうでございます。

次のページでございますが、赤く染まっているものが、病理検査でございまして、左の画像の中心部を拡大したものが右側に出ていると思っておりますが、小さいながらも空胞がはっきりと読み取れるところでございます。

また、もう一つの青いバックに茶色の点々が付いているものでございますが、これも同じく中心部を拡大したものが右にあります。茶色に染まっているのが、異常プリオンというこ

とでございます。

めくっていただきまして、これはこれまで我が国で報告されました B S E 発生牛、1 頭目～10 頭目までの確認された年月日、生まれた月日、品種、生産地、検査実施機関、臨床症状、それから確認検査の結果を示したものでございます。今回のもの一番下でございまして、臨床症状におきまして、起立困難、股関節脱臼というのがあったと報告をされております。その右横の確認検査結果においては、3 種類とも陽性であったということでございます。

まためくっていただきまして、これはと畜場におけます全頭検査を開始いたしましてから、今月の 24 日までの検査結果をまとめたものでございます。右下に総数が出ております。これまで約二百九十万頭のと畜、解体されたものについての検査が行われました。左に 1 つ飛びまして、114 というのが食肉衛生検査所においてスクリーニング検査で陽性が出たものでございます。

このうちの 9 頭が確認検査において B S E と確認されたということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、どうぞ。

中村委員 生産地、つまり生まれたところは農林水産省で調べているそうですが、当然耳標が付いているわけだから、生年月日はわかるんだけど、何で出生地がそんなにわからないんですか。何かお聞きになっていることはありませんか。例えば、インプットしている情報が、福島県の例の家畜改良センターのところに行く情報が、不備なものがあるんですね。生産者のインプットが不十分で、あるいはそういう中の 1 頭かなと思ったんですけど、何かお聞きになっていることありませんか。

南監視安全課長 特に聞いておりませんが、耳標を付けることが義務づけられたのは、たしか B S E 発生後ではないかという気がします。

中村委員 B S E 前に生まれたのは、そのままになっているんですか。

南監視安全課長 ちょっとそこらの情報は、今、持ってありません。

中村委員 そんなのだったら余り意味ないんじゃないですか。全部 450 万頭付けたんじゃないんですか。

南監視安全課長 申し訳ございません。正確な情報を持ちませんで、ただ耳標を付けることを義務づけられたのは、私の記憶では B S E 発生後にそれが規定をされたと。

中村委員 勿論そうですけれども、農場にあった牛は全部その対象になったかと思っていました。だから、450 万頭という数字はそこから出たんだろうかと思っていましたけれども、ちょっと教えてください。

南監視安全課長 農林水産省に確認をして、どういたしましょうか。

中村委員 特に直接のあれではないから、次の回にでも教えていただければと思います。

寺田委員長 そういうことは当然みんなやっておられるんでしょうけれども、本当に平成8年3月か7月、とにかく7年の12月5日からずっときて、平成8年の4月4日の短い期間に全部発生して、2頭は除いてね。やはり言われたとおりで、何かあるのかな。

中村委員 その出生地がわかればね。

寺田委員長 そうすると、10頭やって今言われたように、何らかの臨床上症状があったのが5頭ということになるわけですね。

南監視安全課長 そうでございます。

寺田委員長 わかりました。ほかに何かございますでしょうか。また教えてください。テクニカルなことになって大変申し訳ないんですけども、ウエスタンブロットの例の1、2、3の「PrPsc」というのは何ですか。

南監視安全課長 スクレーピーを感染させたマウスのもので。

寺田委員長 わかりました。そうしたら、この「NIID」というのは何ですか。

南監視安全課長 これは、感染症研究所のもので。

寺田委員長 こういうのが後に残って10年後に見たときわからないから、普通はスケールの下に書いておくものです。よろしくをお願いします。

南監視安全課長 では、次回公表する分につきましては。

寺田委員長 それから、このBSEの8 µgというのはどこかのスタンダードで、いつも決まったスタンダードを使っておられるんですか。11、12です。

南監視安全課長 これは、これまで確認されたBSEの牛から取った検体でございます。私、確かなことは言えませんが、和歌山かあるいは神奈川の牛のものではないかと思えます。

寺田委員長 と言いますのは、常にスタンダードを入れると横に将来、量的なものに関して、わずかな差しかないでしょうけれども、これをスタンダードにして横にずっと見えますでしょう。同じものを使っているのか、単なるどこかの典型的なものを随時入れたというのでは随分違います。和歌山なら和歌山のもので1つ続けて使っておられたら、後々まで横に比較できるということをお願いしたいと思えます。

南監視安全課長 今回のケースにおきまして、脊髄の材料は確保いたしましたので、これからは10頭目のものがスタンダードとして、かなり使えると。ただ、それをずっと使えるかどうかというのは。

寺田委員長 結構量が少なくて結構いいバンドが出ているものだから、何かスタンダード

が常にあって、移るときにスタンダードが変わったという記録さえ残っておけば、後々もまた比較ができるし、できればその移り替わるときに、非常にテクニカルなことですけれども、スタンダードを変えて、今度のスタンダードはどう違うんだということを同じように載せて、ここは今まで使っていたスタンダードだと、次はこれから使うスタンダードだと載せておく、あとでまたずっと比較できるから。そういうことをちょっと心がけておいてくださいと、やっておられる方に言うておいてください。知っているでしょうけれども、よろしく願います。

南監視安全課長 承知いたしました。

寺田委員長 ほかに何かありますか。どうぞ。

小泉委員 わからないので教えていただきたいんですけれども、11、12 がこれまで確認された牛の B S E の脳ですね。そうすると 8  $\mu$ g とか 32  $\mu$ g で、神奈川の 4、5、6 が今回のもので、これはミリグラムオーダーですね。ですから、同じようにクルードな組織を使っているのであれば、1,000 倍違うということなんですか。私ちょっとそこら辺わからないので。

南監視安全課長 申し訳ございません。どういう、多分今おっしゃったようなことだと思うんです。ですから、15 秒露光のものにつきましては、神奈川で取れたものは、きれいに濃く出ておりますが、8  $\mu$ g、32  $\mu$ g につきましては、11、12 で薄くて見えないのではないかと思います。

そういうことで、次の 15 分露光のものでは、両方出てきていると。15 ミリのかなり濃いものについては濃くなり過ぎてバンドがもう反応しなくなるくらいのものになっているということではないかと思います。

寺田委員長 前の記憶では、今おっしゃったとおりだと思いますけれども、10 ミリグラムエキバレントを 1 つの例に載せたら、リン酸タングステンを使わない限りバンドが、濃度が高くてきちっと出ないという話を聞いたんですけれども、これはものすごくよくみえていますね。リン酸タングステンを使っているんですか。

南監視安全課長 そこは確認しておりません。

寺田委員長 そういうこともほかのところで付けて、私のところに出してもらう必要はないのですけれども、あとまでのディスクリプションと、前にも申し上げてございますように、材料の保管、できるだけ一か所で保存される。もしくは、例外的に保管されないのであれば、どこどこに第何例はあるということを是非キープしておいてください。私もかつて後々いろんなことが患者さんの材料なんかで後になってしまったというのがいっぱいあります。この B S E の場合、本当に貴重な材料ですから、よろしく願います。これについてはよ

くわかりました。

南監視安全課長 ありがとうございます。

寺田委員長 ほかにありますか、よろしいですね。

それでは、次に「『食品の表示に関する共同会議』における審議状況（アレルギー物質を含む食品）について」ということで、厚生労働省の中垣基準審査課長から御報告をお願いいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。農林水産省と一緒にやっております、食品の表示の共同会議におきまして、アレルギー表示について検討を始めましたので、御報告をさせていただきます。

資料7でございます。1に現行の表示制度、これは平成14年の4月から実施されておりますけれども、その概要をまとめております。現在、表示を義務づけておるものが、まず省令と書いて、卵、乳、小麦、そば、落花生、この5品目の表示を義務づけているところでございまして、通知、表示を奨励と書いておりますけれども、19品目については表示をできるだけするような、関係業界に指導を行っておるところでございまして、そのような規制を14年からやっているわけでございますが、今回この見直しを含めて検討を開始したところでございます。

その基礎データになっておりますのが、2番の「食物アレルギーの実態」という、海老沢先生にやっていただいた調査でございまして、3,840例がございまして、2ページ目をごらんいただきますと、0歳児がそのうちの33%弱、1歳児が18%、0～6歳までを累計いたしますと8割弱というような経緯でございまして、原因抗原を見ても、義務表示を義務づけております鶏卵、乳、小麦、これで6割ちょっとくらいを占めておるといような状況でございます。それ以下で申し上げますと、果物、そば、魚、エビ、ピーナッツ、大豆等があるわけでございます。

このようなデータを基に、3番の「課題」でございまして、大きな(1)として書いておりますのは、表示対象品目、最初に申し上げたように5品目の義務表示、19品目の奨励表示というのが、現段階においても適当なのかどうかというような命題についてまず御検討いただく。

3ページでございまして、(2)としてコンタミネーション、コンタミネーションというのはここに括弧書きで書いてありますが、単純に申し上げますとうどんとそばを同じ工場で作っておる、うどんをつくる際にどんなに注意をしても、舞い上がったそばが一部入ってくることもある。それもいつも入っているのであればいいんですが、勿論のことながらだん



だん少なくなっていくわけでございます。そういったコンタミネーションについてどのように考えることができるのか。

(3) はマイナーと言えばマイナーでございますが、こういったアレルギーの原因となるようなものについて、例えば色を変える、活字を大きくするというような強調的な表示をするべきかどうかという点についても、御検討賜ろうと思っておりますのでございます。共同会議自体は、昨日このアレルギーについて検討を始めたところでございますので、共同会議の案がまとまった段階でまた御報告させていただければと考えている次第でございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか御質問、あるいはコメントみたいなものがございますか。これ三千何例あったという分母は大体どれくらいですか。

中垣基準審査課長 これは全国の小児科医を対象に、3か月ごとにアレルギー患者を見つけたら報告してくださいというシステムでございますので、そういう意味で申し上げますと分母はわかりません。

寺田委員長 それから、そのときの症状というのは、特別に目立った症状というのはあるんですか。皮膚とか喘息、あるいはショック状態とか、どんなものですか。

中垣基準審査課長 いわゆる一番重篤なものというのは、先生御存じのように、アナフィラキシーショック的なものが出てまいるわけございまして、1ページ目をごらんいただきますと、1ページ目のちょうど真ん中の表のところ、そば、落花生のところを見ていただきますと、このそばと落花生というのはどうして表示義務をつくったかということでございますが件数自体はそれほど多くないんですけれども、起きたアレルギーの中で、重篤な症状が多い、すなわちアナフィラキシーショックみたいなものが多いと、頻度、割合が多いということで、この2つを言わば特別扱いをし、表示義務を課したところでございまして、今回の海老沢先生の調査におきましても、この2つについてはそういった重篤な例が割合として多いと、勿論それ以外のものについてもそういったものが見られておるわけでございますが、割合から言うところの2つが多いだろうということを聞いているところでございます。

寺田委員長 ほかにございませんか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、その他で何か事務局の方ありませんか。

本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。何か皆さん御発言ないですか。それでは、第34回の会合をこれで閉会いたします。次回の会合につきましては、3月4日木曜日14時からこの委員会を開催いたします。

なお、明日2月27日金曜日10時から、動物用医薬品専門調査会が、これは非公開で行わ

れます。14 時からは、遺伝子組換え食品等専門調査会が公開で行われます。15 時からは、同じく遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で行われます。

3 月 3 日水曜日 14 時から添加物専門調査会が公開で行われます。同じく 3 月 3 日水曜日 16 時からは、プリオン専門調査会が公開で行われますので、これをお知らせいたしますとともに、このプリオン専門調査会には、イギリスのそういうことをやっておられる専門家であります、ピーター・スミスさんが来られて講演をされるということでもあります。

それでは、どうもありがとうございました。